

## -2 メディア・情報行動1(心理・受容)

# インターネットにおける自己責任 —2003～2012年の新聞記事の内容分析—

## Self-Responsibility in Internet : a Content Analysis of Newspapers Articles from 2003 to 2012

種村剛  
Takeshi TANEMURA

中央大学文学部 Chuo University

**Abstract** In this paper, we will discuss Internet user's self-responsibility (*ziko-sekinin*). A main purpose is to clear the reason why we need self-responsibility in Internet. We survey some articles about responsibility in Internet on newspapers from 2003 to 2012 and analyze them from a content analysis.

In conclusion, responsibility in Internet is needed as fundamental premise to guarantee security of the Internet in social responsibility rather than as norm consciousness that someone who created disadvantages in Internet should take over them.

キーワード インターネット 自己責任 情報倫理 情報モラル

### 1. はじめに

本稿は、2003年1月から2012年12月の新聞記事を用いて、00年代の「インターネットの自己責任」について考察する。この約10年間で、日本のインターネットを取り巻く状況は、実際の使用状況と制度の両面で大きく変化した。それだけでなく「自己責任」の含意する意味も変わった。これらの変化をうけて「なぜ00年代に「インターネットの自己責任」が必要とされたのだろうか」を問うことにする。この問いは「インターネットの自己責任」の観点から、インターネットと人びとの関係性の変化を把握することで、日本の情報化社会の変化の一面を把握することにつながると思われる。

### 2 00年代のインターネットの状況

「インターネットの自己責任」を考察する前提として、00年代のインターネットの状況を、以下四点から整理する。

#### 2.1 インターネットの普及

総務省が発表した「平成23年通信利用動向調査の結果」(2012年5月)によれば(以下、「利用動向調査」)、2011年のインターネットの人口普及率は、79.1%(2001年:46.3%)である。

同調査によれば、2011年の未成年のインターネット普及率は、6-12歳では61.6%(2001年:49.2%)、13-19歳では96.4%(2001年:72.8%)となっている。内閣府が発表した「平成23年度青少年のインターネット利用環境実態調査」(2011年10月)は(以下、「青少年調査」)、青少年(調査対象10-17歳)のインターネットの利用を調べている。これによると青少年の95.1%(小学生75.2%、中学生95.7%、高校生99.4%)に利用経験があることがわかる。

以上の調査より、インターネットは人口の約8割に普及していること、特に中高生のほとんどがインターネットを使った経験があることがわかる。

#### 2.2 携帯電話とスマートフォンの普及

総務省が発表した「電気通信サービスの加入契約数等の状況」(2012年8月)によれば、2011年の携帯電話(含むPHS)の人口普及率は、103.7%である。「利用動向調査」によれば、2011年の携帯電話(含む、PHS・スマートフォン)の世帯普及率は、94.5%(2001年:78.2%)である。ほとんどの世帯に、携帯電話が普及し、携帯電話を個人が複数所持する場面があることがわかる。

「青少年調査」は未成年の携帯電話所持を調べている。青少年の携帯電話所持率は、全体で52.6%であり、小学生20.3%、中学生47.8%、高校生95.6%である。ほとんどの高校生が携帯電話を所持していることがわかる。

次に、スマートフォンの普及についてまとめる。「利用動向調査」によれば、2011年のスマートフォンの普及率は、29.3%であり、前年の9.7%と比べて、3倍以上の伸びを示している。「青少年調査」によれば、2011年の青少年に対するスマートフォン普及率は5.7%(小学生0%、中学生5.4%、高校生7.2%)となっている。今後、スマートフォンが普及することが予想できる。

#### 2.3 ソーシャルネットワーキングサービスおよびミニブログの普及

総務省が発表した「平成23年版 情報通信白書」によれば(以下「23年度白書」)、2004年にmixiやグリー、2006年にはモバゲータウンなどのソーシャルネットワーキングサービス(以下、SNS)がサービスを開始する。このため2006年以降、SNS利用者が増加している。mixiは2011年1月に2,265万ブログ(2006年12月:745万ブログ)、グリーは2010年12月に2,383万ブログ(2007年12月:328万ブログ)である(「23年度白書」)。2008年になると、TwitterとFacebookの日本語版が利用可能となった。「平成24年版 情報通信白書」によれば、2012年3月で日本のtwitterユーザー数は、1,340万ユーザー、Facebookのそれは、1,350万ユーザーである。

#### 2.4 サイバー犯罪

警察庁の統計資料を参考にして、インターネット上の犯罪件数をまとめた。これによるとここ数年で目立

## -2 メディア・情報行動1(心理・受容)

つのは、児童ポルノ法違反(2009年:507→2012年:1085), わいせつ物頒布等(2009年:140→2012年:929), 著作権法違反(2009年:188→2012年:472)の急増である。これらの犯罪に共通するのは、画像や動画の利用に関係する点である。

### 3. 00年代の自己責任

自己責任とはさしあたり「自分のおこなった行為の結果は、自らが引受けること」であるといえる。しかし、00年代には、自己責任に以下に示す二つの価値判断が加わるきっかけがあった。

第一に、自己責任は、新自由主義の文脈で用いられる、他人に依存しない強い個人を評価する言葉であると価値判断されるようになった。そのきっかけの一つは、2001年4月に発足した小泉純一郎内閣が掲げた経済再生政策である。経済再生政策は、不良債権処理、競争的な経済システムをつくるための構造改革、公共投資関係予算を縮減する財政構造改革を軸としていた。経済構造改革は市場原理の導入を求め、そのためには自己決定し自己責任をとる強い個人が必要だとされた。自己責任は新自由主義(経済構造改革を進める側)が、肯定的に用いる言葉であると理解されるようになった。

第二に、自己責任は、新自由主義が者を切り捨てる言葉であると認知されるようになった。その大きなきっかけの一つは、2004年に起きたイラク日本人質事件で用いられた「自己責任」である。この事件を契機として、いわゆる“自己責任論”がとりざたされるようになった。

## 4. 問い・仮説・方法

以上、00年代の「インターネットの自己責任」をとりまく社会的状況をまとめた。これを受け、問いを挙げ、問いに対する仮説を立てる。そして、仮説の検証方法を確認する。

### 4.1 問い

#### 【主問】

なぜ00年代に「インターネットの自己責任」が必要とされたのだろうか。

この【主問】は抽象度が高い大きな問いである。この【主問】に接近するために、次の【副問】を示す。

#### 【副問】

2003年から2011年の新聞記事において「インターネットの自己責任」が用いられている文脈は、どのようなものか。

【副問】を考察することで、00年代にどのような社会的文脈で「インターネットの自己責任」が求められていたのかを明らかにすることができると考える。この試みを通じて、前回の考察の結果と比較することで「インターネットの自己責任」の時系列的な変化を考察することもできると考える。

### 4.2 仮説

#### 【仮説1】

00年代になり自己責任は「市場原理を重視する側が、弱者を切り捨てるために使う言葉」を意味するようになった。そのため、インターネットの利用の文脈では、自己責任の言葉は、使われなくなったのではないか。

#### 【仮説2】

未成年におけるSNSやスマートフォンの普及が著しい。そのため、特に未成年のインターネット利用の文脈で用いられるようになったのではないか。

### 4.3 分析方法

分析方法とデータについて述べる。朝日新聞(以下、朝日)、読売新聞(以下、読売)、日本経済新聞(以下、日経)のデータベース検索を用い、タイトル、見出し、本文に「自己責任」を用いている2003年から2011年12月までの、全国紙(朝刊・夕刊)の記事を、網羅的に収集した。次に収集した記事にタイトル、見出し、本文に「ネット」および「サイト」をキーワードとして複合検索をおこない記事を機械的に抽出した。その上で、抽出した記事の内容を確認し「インターネットの自己責任」のサンプルとした(表)。

## 5. 検証

### 5.1 仮説1の検証

前回の調査と合わせた、1995年から2012年の新聞記事における「インターネットの自己責任」の出現頻度をまとめた(図-1)。

このデータから、以下二点を指摘することができる。

1) 2000年をピークにインターネットの利用の文脈において「自己責任」が使用される頻度減少する傾向がある。

2) 2012年に「自己責任」の使用頻度が上昇していることがわかる。

00年代、特に07年以降、「インターネット」の文脈で自己責任の語の使用は顕著に減少している。種村[2004]で見られた、出会い系サイトの被害を、自己責任で防ぐべきという主張は、2003年以降ほとんど確認することはできない。データにあらわれている変化は、仮説1を支持しているように思われる。

「インターネットの自己責任」が記事にあらわれなくなった理由を考えてみたい。第一に、仮説1で挙げたように、自己責任がマイナスの意味を含まないことが考えられる。ただし、1) 2000年から頻度の減少が確認できること、2) 2005年には頻度の上昇が確認できることより、00年代の頻度の減少は07年以降が顕著であることより、2004年のイラク日本人質事件は「インターネットの自己責任」が新聞記事にあらわれなくなった直接のきっかけではないように思われる。

では「インターネットの自己責任」の使用頻度の減少は、何がひきおこしたのだろうか。ここでは、その要因として、「情報モラル教育」をはじめとした行政の影響を指摘しておきたい。

### 情報モラル

情報モラルは、1987年の臨時教育審議会最終答申で「情報価値の認識の向上など情報の在り方についての基本認識」として用いられたのが最も早い時期の使用例であるといわれている(越智, 2000: 216)。この概念は、1996年に文部省の中央教育審議会から出された第1次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」(以下、「答申」)では「一人一人が情報の発信者となる高度情報通信社会においては、プライバシーの保護や著作権に対する正しい認識、「ハッカー」等は許されないといったコンピュータセキュリティー

## -2 メディア・情報行動1(心理・受容)

の必要性に対する理解等の情報モラルを、各人が身に付けることが必要」として用いている。加えて「答申」は「子供たちに、コンピュータ等の情報機器はあくまで自分を助ける「道具」であること、そして、自らの考えを持ち、自ら判断し、自らの責任において行動することが大切であることを十分理解させること」を求めている。このように、情報モラルは、公的な教育用語の一つとしてあらわれた言葉である。

「答申」を受け、文部省（現、文部科学省）は「情報化の進展に対応した教育環境の実現に向けて（情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議 最終報告）」

（1998年8月）を取りまとめる（以下、「最終報告」）。

「最終報告」は初等中等教育段階で育成すべき「情報活用能力」として、1) 情報活用の実践力、2) 情報の科学的な理解、3) 情報社会に参画する態度を挙げる。3) の情報社会に参画する態度とは「社会生活の中で情報や情報技術が果している役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度」であると述べる。

00年代に入り、2002年には中学校で、2003年には高校で「情報」科目の授業が始まった。2006年12月に教育基本法の改正があった。これを受け2008年7月に「教育振興基本計画」が閣議決定された。「教育振興基本計画」には「青少年を有害環境から守るための取組の推進」として「各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進する」ことが求められている。

文部科学省は、2008年7月に「情報モラル指導ポータルサイト」を立ち上げた（以下「指導サイト」）。「指導サイト」で示されている情報モラルの特徴を三点挙げる。

第一に、「指導サイト」は、情報モラルを「情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、すべての国民が身につけておくべき考え方や態度」としている。第二に、「指導サイト」は、情報モラル教育の目的として「「情報社会に的確な判断ができない児童生徒を守り、危ない目にあわせない」、すなわち危険回避（情報安全教育）の側面」を挙げている。第三に、「指導サイト」は、情報モラル教育の手段の一つとして「心の教育」を掲げている。具体的には「情報発信に対する責任や情報を扱う上での義務、さらには情報社会への貢献や創造的なネットワークへの参画」など「情報社会における正しい判断や望ましい態度」を「心を磨く領域」と述べている。

「高等学校学習指導要領解説 情報編」（2010年1月）は、最終報告に示された「情報社会に参画する態度」について解説をしている。指導要領解説によれば「情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え」とは、情報社会においては、すべての人間が情報の送り手と受け手の両方の役割をもつようになるという現状を踏まえ、情報の送り手と受け手としてあらゆる場面において適切な行動をとることができるようにするために必要なルールや心構え及び情報を扱うときに生じる責任について考えること」としている。

### 青少年のインターネット利用対策

2004年6月に、長崎県佐世保市で小学6年生の女子が、同級生を殺害する事件が起きた。この事件をきっかけ

として、文部科学省は「情報社会における子どものモラルに関する懇談会」を開き、子どものインターネット利用問題への対策をおこなった。

警察庁は、2006年に「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」を立ち上げた（以下、「子どもを守る研究会」）。「子どもを守る研究会」は、2006年9月に「携帯電話のもたらす弊害から子どもを守るために これまでの審議から」を、12月には「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守るために最終報告」をまとめた。報告書は、携帯電話、ゲーム、子どもを性行為等の対象とするコミックを、議論の対象としている。インターネットを閲覧できる携帯電話については、学校、保護者、地域、事業者（携帯電話会社、販売店、代理店）、サイト管理者が危険性の認識を共有化して、連携して取組むことや、携帯電話のフィルタリング機能普及の重要性を提言している。

日本学術会議情報委員会セキュリティ・ディベндаビリティ分科会は、2008年6月に「提言 安全・安心を実現する情報社会基盤の普及に向けて」を著し、情報社会基盤の安全・安心を保障するために行政、学協会、企業が行なうべき方策案を示した。重要案件の一つとして、情報学に関する教育制度の構築を挙げ、現在の情報教育が一貫性を欠き、不十分であることを述べている。

2008年6月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が成立する（2009年4月施行、2010年4月改正、以下「整備法」）。

「整備法」はその基本理念で青少年が、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択し情報発信を行う能力を取得することを前提として、フィルタリング等を用いて、青少年が有害な情報を得る機会を減らすことを示している。

「整備法」を受け、インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議は、2009年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」をあらわした（以下、「第1次基本計画」）。「第1次基本計画」は基本方針として、1) 青少年への教育・啓発、2) 保護者への啓発、3) 事業者への取組、4) 国民による自主的な問題解決を挙げている。青少年への教育において情報モラル教育の重要性と同時に、インターネットの安全を守るために保護者や事業者の責任を示している。

2011年10月に、利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会が「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言——スマートフォン時代の青少年保護を目指して」を公開した（以下、「提言」）。「提言」は次を掲げている。第一に、青少年インターネット環境整備施策が沿うべき課題として、1) リテラシー向上と閲覧機会の最小化のバランス、2) 受信者側へのアプローチ、3) 保護者及び関係者の役割、4) 民間主導と行政の支援、5) 有害性の判断への行政の不干渉を挙げた。第二に、法律による対応ではなく、民間による自主的な取組みに期待することを示した。第三に、機器を提供する側は、青少年が使うことを前提とした機器の設計・サービスの設計等を等をおこなう「青少年保護・バイ・デザイン」に沿った取組みをおこなうことを示した。

2012年7月に、子ども・若者育成支援推進本部が、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第2次）」を公開した（以下、「第2次基本計画」）。「第2次基

## -2 メディア・情報行動1(心理・受容)

本計画」は、スマートフォンの普及等の情報環境の変化について言及している。基本方針の内容は「第1次基本計画」を踏襲したものになっている。

このように、06年の「子どもを守る研究会」がまとめた一連の報告書や、08年の「整備法」及び「教育振興基本計画」においては、青少年のインターネット利用について、利用者自身の情報モラルだけではなく、保護者、事業者、国民全体による問題解決の重要性を掲げている。すなわち、インターネットの利用に係る問題は、単純に利用者の自己責任に還元される問題ではなくなったのである。この理由として、未成年者のほとんどがインターネットの利用者である現状を挙げることができるだろう。そのため、制度的に保護者、事業者等が一体となり、インターネット上の安全を守る活動が求められるようになったのである。この制度的な変化が「インターネットの自己責任」の使用頻度の減少にあらわれているのではなかろうか。

このような制度上の変化に注目するならば、07年からの自己責任論調の転換の変化のきっかけとなったのは、06年の「子どもを守る研究会」の一連の報告書であると推測できるのではないだろうか。

### 5.2 仮説2の検証

未成年を対象とした「インターネットの自己責任」をいくつか確認することができる。しかしながら、必ずしも「インターネットの自己責任」の中心的な論点となっているとはいえない。また、未成年のスマートフォンやSNSの利用の文脈で、未成年にも「インターネットの自己責任」が必要であるとする主張は2011年までの期間では確認できなかった。これより仮説2は支持されないと判断する。

ただし、図からわかるように2012年には「インターネットの自己責任」の使用頻度が上昇している。その内容として興味深いのは、スマートフォンのアプリケーション利用に関する利用者の自己責任が現れている点である(朝日[120114]、日経[121118]、読売[121218])。また、後に言及するコンプガチャ(ソーシャルゲームやオンラインゲームの有料クジ)についての自己責任は、12年以前にはほとんどなかったものである。コンプガチャについての自己責任についての言及は「分別ある大人が楽しむなら自己責任の面が強いが、問題は子供がはまり込むケースだ」(読売[120529])、「子供はともかく、大人の使いすぎは自己責任だろう」。経営者はいらだちを隠さない」(日経[120623])のように、大人の自己責任を認めながら、子供の自己責任を免除する文脈で用いられている。

### 5.3 情報モラルとしての自己責任

一覧からは、ブログの日記や書き込みの情報をうのみして生じてしまった不利益は自己責任であるので注意すべきこと(読売[030304]、朝日[070325]、日経[051225])、口コミサイトやSNSに記された情報の真偽の判断は自己責任でおこなうこと(朝日[090711]、日経[070630]、読売[120123]、読売[120930])、パスワードを用いて個人情報や自己責任で守ること(日経[101023]、読売[111101])、フリーソフトウェアの使用は自己責任でおこなうこと(日経[090425])等が示されている。

これらは、インターネットにおける危険を事前に防ぐための注意点にかかわるものである。つまり、ここ

にあらわれている「インターネットの自己責任」は、前述した「指導サイト」の挙げている、情報モラルの「危険回避(情報安全教育)の側面」を持っていると考えることができる。

種村[2004]では、自己責任には「負の結果が予想できる場合、その結果が生じないように自分で予防せよ」とする「事前の自助努力(予防)」の側面と、「負の結果が生じてしまった場合には、他者にその負担を補償させず、自分だけで解決せよ」とする「事後の自助努力(自己解決)」の側面の二つがあることを指摘した。

00年代に「市場原理を重視する側が、弱者を切り捨てるために使う言葉」としての含意を持つようになった自己責任は、自己責任の後者の側面が強調されているといえる。一方、「インターネットの自己責任」は、むしろ前者の「事前の自助努力(予防)」の側面を強調しているといえるだろう。

### 5.4 コンプガチャ問題——自己責任の範囲設定

2007年にすでにコンプガチャの問題が扱われていることは興味深い(朝日[070610])。該当記事は、ユーザー側に自己責任が求められること、システムに対する法的規制がないことが記されている。しかしながら、コンプガチャは、11年末から12年に社会的に問題化され、2012年5月18日に消費者庁は「『カード合わせ』に関する景品表示法(景品規制)上の考え方の公表及び景品表示法の運用基準の改正に関するパブリックコメントについて」を発表する。これに先立って、NHN Japan(ハンゲーム)、グリー、サイバーエージェント(ameba)、ディー・エヌ・エー(モバゲー)、ドワンゴ及びmixiのプラットフォーム事業者6社が、各社で開発、運営しているソーシャルゲームなどのサービスにおけるすべての「コンプガチャ」に関し、新規にリリースするゲームについて中止する、運営中のソーシャルゲームにコンプガチャについても5月末までに終了することを発表した(日本オンラインゲーム協会「オンラインゲーム安心安全宣言 [改訂]」)。つまり、コンプガチャ問題は、単純に利用者の自己責任に還元されるものではなく、国や事業者が規制する対象となったのである。言い換えれば、個人の自己責任の問題から、社会問題となったのである。コンプガチャ問題は、なにもって利用者の自己責任とされるかが、社会状況や制度によって可変的であることを示唆している。

## 6. まとめと考察

私たちは、2003年から2012年にかけての新聞記事を取り上げ「インターネットの自己責任」について考察した。【主問】として「なぜ00年代に「インターネットの自己責任」が必要とされたのだろうか」を掲げた。

【主問】を考察するために【副問】として「2003年から2011年の新聞記事において「インターネットの自己責任」が用いられている文脈は、どのようなものか」を挙げ、新聞記事の内容分析をおこなった。【主問】に対する考察の結果を示し、全体のまとめとする。

第一に、しばしば紋切り型の文句として「インターネットは自己責任の世界だ」といわれている。情報倫理(学)の分野や新聞紙面で、しばしばこの文句が用いられていることを確認できる。しかし、実際にはインターネットは単純に自己責任(だけ)の世界とはいえなくなってきている。

06年から08年にかけての、未成年を対象としたイン

## -2 メディア・情報行動1(心理・受容)

ターネットに対する教育方針や制度体系は、インターネットの問題を利用者の自己責任とする立場から、利用者・親・地域・事業者を包括することで、インターネットの安全・安心を社会的責任として保障していくしきりに切り替えていった。この変化に応じるように新聞記事では「インターネットの自己責任」の出現頻度が減少した。

第二に、インターネットの安心・安全を社会的に保障することは、決して、インターネット利用者の自己責任を否定するわけではない。私たちは、新聞紙面を概観することで、ネットオークションや金融投資の文脈で用いられていた自己責任は、「事後の自助努力(自己解決)」の側面も示されていることを確認できる。同時に、情報モラルを教育することで、インターネットの危険から自らを守る「事前の自助努力(予防)」としての自己責任を引き受ける個人の育成が求められていたことも確認することができた。

以上を受けて、本稿は【主問】として提示した、なぜ00年代に「インターネットの自己責任」が必要とされたのかに対して、次のように答えよう。

00年代にインターネット上の安全・安心を社会的責任として保障するしきりが求められた。同時に、インターネットを利用する利用者が、自らの進んで危険を回避する意味での自己責任(情報モラル)を持つことも求められた。「インターネットの自己責任」は、単純に「ネット上の不利益は、それをもたらした個人が引受ける」ことを要請する規範というよりも、ネットの安全・安心を社会的責任として保障するための前提

として必要とされていたのである。

### 参考文献

- 種村剛(2004)「インターネットにおける「自己責任」——内容分析による実証的研究」日本社会情報学会学会誌『社会情報学研究』8-2, pp. 41-55.
- 総務省、2012「平成23年通信利用動向調査の結果」([http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/120530\\_1.pdf](http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/120530_1.pdf))
- 内閣府、2011「平成23年度青少年のインターネット利用環境実態調査」(<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h23/net-jittai/html/index.html>)
- 総務省「平成23年版 情報通信白書 特集：共生型ネット社会の実現に向けて」(<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h23/pdf/index.html>)
- 総務省「平成24年版 情報通信白書」(<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h24/index.html>)
- 総務省「電気通信サービスの加入契約数等の状況」(2012年8月) ([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000173874.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000173874.pdf))
- 越智貢(2000)「「情報モラル」の教育——倫理的視点から」(越智貢・土屋俊・水谷雅彦編『叢書 倫理学のフロンティアIV 情報倫理学——電子ネットワーク社会のエチカ』ナカニシヤ出版：188-217.)

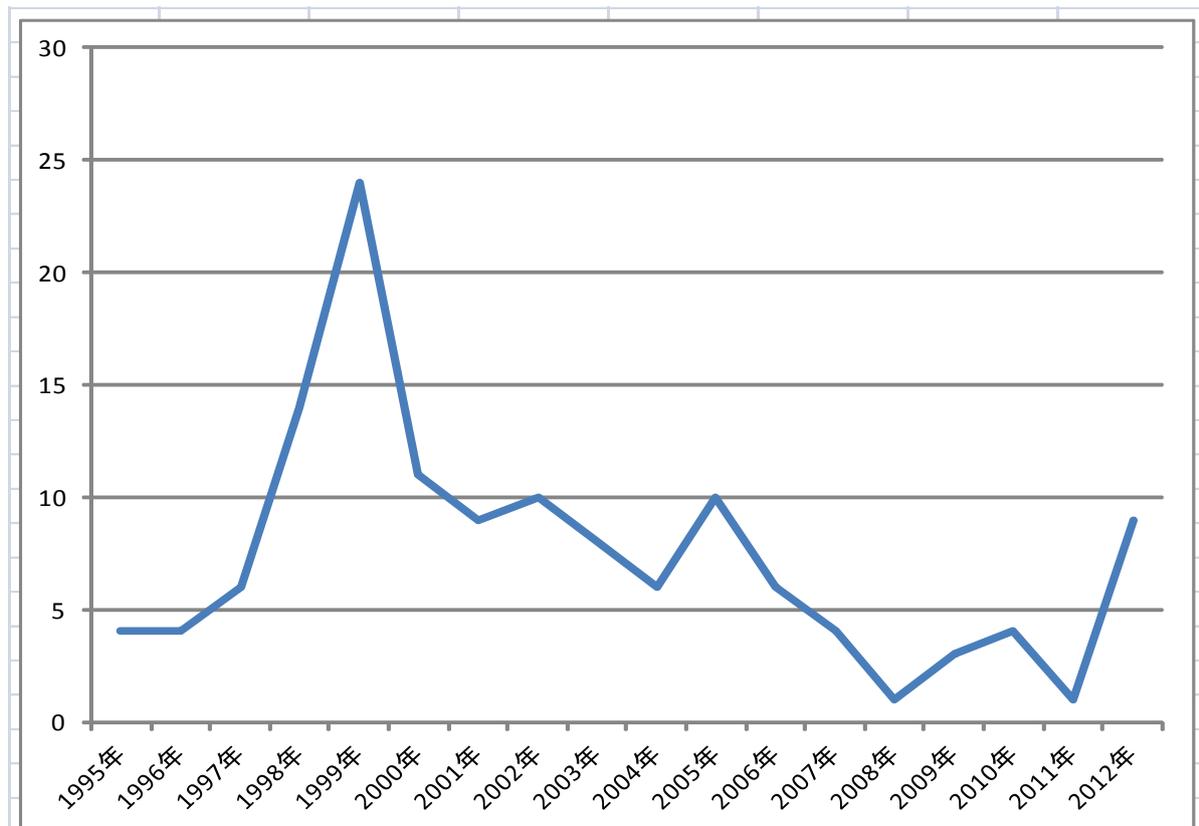


図 「インターネットの自己責任」出現頻度 (1995年～2012年)

## -2 メディア・情報行動1(心理・受容)

表 「インターネットの自己責任」新聞記事一覧(2003年~2012年)

年月日	媒体	見出し	商取引	機器利用	情報発信側	情報受信側	未成年	備考
030101	日	ユビキタス特集——スタンフォード日本センター[...]		○				自由な選択と自己責任
030208	朝	[お金の悩み 彼女の顔]「銀行の顔」をした証券	○					ネット上の契約
030304	朝	[発信する仲間たち]個人サイト(4)熊五郎先生[...]		○		○		ブログ「公開日記」の内容
030318	読	ネット「児童ポルノ」オークション管理者[...]	○		○			ネットオークション出品行為
030628	日	ネット競売トラブル防げ——苦情、4-6月17%増[...]		○				参加者の自己責任が原則
030717	読	動き出した個人投資家株上げ相場の「エンジン役」[...]	○					投資家の自己責任
030905	朝	「出会い系」犯罪から身を守るには ネットの危険[...]					○	インターネットは自己責任
031005	朝	ネットとジャーナリズム 学習院大学・遠藤薫[...]					○	受け手の自己責任
040110	朝	[フロントランナー]インデックス社長 小川善美さん						インターネットは自己責任
040329	朝	情報共有、広がる可能性 ブロードバンドシンポ			○			情報化したら取消せない
040504	日	[ニュースで知る経済]特集——守る個人情報[...]					○	ネットは自己責任の世界
040511	朝	[時時刻刻]法的責任、どこまで「ウイニー」開発者[...]		○	○	○		端末利用者同士の自己責任
040519	日	[ニッキイの大疑問]デイトレーダー、私なれる?	○					投資家の自己責任
040804	読	子どもとネット 学校での指導に限界家庭・地域[...]					○	未成年者のネット使用
050104	日	ネットで商品先物取引、楽天・松井証券が参入	○					投資家の自己責任
051225	日	[仕事常識]ブログ、仕事の話は避けよう[...]		○	○			ブログの内容
050117	朝	ヤフーオークション落札、被害者の会結成 入金[...]	○					ネットオークション
050127	読	[追跡・ネット詐欺](下)誰でも参加、利便性優先	○			○		ネットオークション
050131	読	[土曜マルシェ]電子マネー、存在感拡大		○				電子マネー利用者責任
050806	朝	[テクノ生活入門]架空請求から身を守ろう	○					ネットオークション
050625	読	[社会学・ネットオークション](中)詐欺の手法[...]	○			○		ネットオークション
050823	日	ネットと文明(1)責任・信頼の新体系を礎に[...]						ネットのリスク回避自己責任
051125	読	[追跡・続ネット詐欺](下)匿名性、取引は自己責任	○			○		ネットオークション
051205	日	[時代のフィールド]残虐ゲーム、どう規制[...]		○			○	大人が楽しむのは自己責任
060227	読	[?]“題”迷惑 新着メールで					○	迷惑メール
060427	日	ネット競売、被害者にならないために[...]	○					ネットオークション
060730	日	株式投資するならネット取引か、窓口か[...]	○					投資家の自己責任
061031	朝	[子どもを守る]ケータイ、安全に使う		○			○	インターネットは自己責任
061225	朝	「ヤフオク」トラブル増 入札資格緩和、背景に	○					ネットオークション
061219	読	[大手町博士のゼミナール]ウェブ 2.0 利用者参加[...]		○				
070610	朝	「オンラインゲームのクジ 1000 回外れ」提訴 [...]	○					クジはユーザー側の自己責任
070630	日	夏の旅行、準備のツボ——賢く情報収集[...]		○		○		ロコサイトの情報
070103	読	[News Review]今週の ZOOM UP「サイトの安全診断」				○		インターネットは自己責任
070325	朝	[働く人の法律相談]ブログ 職場ネタ、安易[...]			○			ブログ、実名・匿名自己責任
080407	読	[コンパス]「自己責任」を言い訳にするな					○	子どもの安全
090212	朝	[ネットはいま 第2部 つながる:8]家庭訪問[...]						
090425	日	[常識点検]無料ソフトを賢く使う——多彩な用途[...]		○				フリーソフトウェア
090711	朝	[てくの生活入門]ネットで旅のお役立ち情報[...]				○		ロコサイトの情報
100123	日	[常識点検]パスワード覚えてますか?[...]		○				パスワードと個人情報管理
100721	日	IT 潮流、日本勢に追い風——慶應義塾大学准教授[...]		○	○	○		利用者の自己責任
100828	読	[親は知らない]PART6(5)「頭が良くなるクスリ」	○					ネット上の薬品販売
101120	朝	[知って安心]携帯、ネット購入の盲点	○					ネットオークション
111101	日	パスワードとどう付き合う——より長くより複雑に[...]		○				パスワードと個人情報管理
120114	朝	アプリが漏らす個人情報——スマホ 知られざる脅威		○	○	○		スマホは自己責任の世界
120123	日	インターネットの情報は「信用できる」76% [...]					○	真偽の判断は受け手の責任
120318	日	ネットの便利さと安全 守れるか					○	利用者は自己責任で判断
120521	日	2 チャンネルグレーな書き込み放置			○			書き込みは自己責任
120529	読	健全性を重視したビジネスに 携帯ゲーム規制	○					ガチャ大人は自己責任だ
120623	日	激震ソーシャルゲーム 5 南場が語った「義務」	○					ガチャ大人は自己責任だ
120930	日	SNS ブーム、先行きは		○	○	○		SNS の利用は自己責任
121118	日	スマホアプリ、より安全に		○				スマホアプリ利用者の責任も
121219	読	回顧 2012 スマホ普及 安全面で課題も		○				スマホアプリ利用者の責任も

注) フリーソフトの使用と自己責任については、朝日の「ソフ得!」および「Free ソフ得!」の連載記事の最後に、定型として「フリーソフトウェアの利用は自己責任」の一文が加えられている(サンプルからは外している)。